

提言書（Ｒ３提出）意見・担当課・取組み状況について

条	項	条文	提言書意見（抜粋）	担当課	取組み状況
8	3	市議会は、開かれた議会運営を行うため、情報提供及び情報公開を積極的に推進しなければなりません。	第8条に規定する、開かれた議会運営を行うための取組みの一つである、議会モニター制度では、議会モニターとなる要件に、「議会モニターに委嘱されたことがないもの」があります。協議会においては、議会モニターを経験したことで意見がより深まることも考えられることから、モニター全体に占める再任者の割合や、再任までに一定期間を設けるなどの条件を付した上で再任を認めることについて検討する必要があると考えます。	議会事務局	議会改革推進協議会における協議の結果、より多くの方のご意見を採り入れるため、従来通り1人1度の委嘱とした。
12	2	市の職員は、自己啓発並びに職務に必要な知識の習得及び技能の向上に努めなければなりません。	第12条では、市の職員は、自己啓発並びに職務に必要な知識の習得及び技能の向上に努めることが規定されています。これにより、市では通信教育や自主講座の実施などの取組みが行われています。 協議会においては、通信教育の受講者数を増やすなど、市の職員が更に自己研鑽に努めることが必要であると考えます。	人事課	受講者数増加のため全庁へ受講案内を送付するとともに庁内掲示板へ掲載し周知している。
15	1	市長等は、その保有する情報を積極的に公表し、提供しなければなりません。	第15条では、市長等は、その保有する情報を積極的に公表し、提供しなければならないと規定されています。 協議会においては、既存の情報提供に加え、SNSなどを活用した若い世代への情報提供などを進めるとともに、定期的にホームページ等の確認・更新を行うことが必要であると考えます。	広報政策課	SNSについては、R4に市LINE公式アカウントを開設し、情報をスマホで手軽に受け取ることができる環境を整備し、電子文書化した市広報を配信している。R6からは、Instagramにて、イベントなどの様子を「リアル動画」でリアルタイムで配信している。 ホームページについては、カレンダー機能の充実などを行うとともに、各課ホームページ担当者を対象とした研修会を開催し、適切な更新ができるよう全庁的に取り組んでいる。
23		市長等は、災害等の不測の事態から市民等の生命、身体及び財産又は生活の平穏を守るとともに、緊急時における総合的かつ機能的な活動が図れるよう危機管理体制の整備に努めなければなりません。	市では防災士の資格取得、防災研修など人材育成に係る支援を推進されています。 防災士の高齢化などの課題に対応するとともに、防災士の資格の有無にかかわらず、避難所等で女性固有の問題に対応できる女性リーダーの育成が必要です。さらに、避難所での物資、飲食物の提供においては、高齢者や障害者等に十分配慮した取組みが求められます。今後は、企業等との連携による災害ボランティアの育成と、多くの市民等が防災に関する講座等を受講できる体制づくりが必要であると考えます。 また、避難指示を出した場合には、市が開設する避難所等へ避難してきた人を受け入れられないことがないよう、避難所の確保や受入れ体制の整備に努めてください。	防災危機管理課	自治会等からの依頼により、各地域の特性に応じた自然災害等の危険性について、防災講座を実施するとともに、住民参加型の実践的な総合防災訓練を実施するなど、防災意識の醸成を図っている。 さらに、防災リーダーや女性防災人材の育成のためのセミナーを開催している。 また、地域防災計画に基づく避難所の確保に取り組んでいる。
28	1	市長等は、審議会、審査会等（以下「審議会等」といいます。）の委員を選任するときは、委員構成における中立性の保持に留意するとともに、原則として、その一部を市民から公募するものとします。	第28条では、市の執行機関が設置する審議会等の運営において、幅広い人材の登用や、委員を公募すること等に関して規定されています。 このうち、公募委員を登用することについては、審議会ごとに必要性の検証等を行い、公募委員がいる審議会等の割合を出す場合には専門的な知識を必要とする審議会等を除外するなど、審議会に占める公募委員の割合が実態に即したものとなるよう、見直す必要があると考えます。	地域振興課	公募委員の必要性については、各審議会ごとに設置の際に見直しを検証したが、基本的に公募委員が必要な審議会について、既に登用されていたので、公募委員がいる審議会等の割合は、ほとんど変わっていない。 なお、具体的なことについては、「参画及び協働の推進に関する協議会」で審議会等のあり方について検証している。
30	1	市民等、市議会及び市長等は、相互理解と信頼関係の下で協働してまちづくりに取り組みます。	第30条では、市民等、市議会及び市長等は、相互理解と信頼関係の下で協働してまちづくりに取り組むことが規定されており、市では「防府市協働事業提案制度」を創設するなど、協働の推進に努められています。協働事業提案制度の更なる活用のためには、行政からの提案数を増やしたり、企業など幅広い協働相手に対して事業提案について働きかけるなどの取組みが必要であると考えます。 市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めることも規定されています。そのため、協議会においては、防府市のために活動する地域おこし協力隊などの人材育成を推進することが必要であると考えます。また、市と協働するNPOなどの活動の評価に当たっては、適切な仕組みを取り入れるよう検討してください。	地域振興課	「防府市協働事業提案制度」を活用するため、毎年度説明会を実施し、市広報やホームページ等、周知に努めている。 「地域おこし協力隊」については、各担当課にて支援に努めている。 市と協働するNPO法人の活動評価については、運営状況など確認し、適切な評価を行っている。
	2	市長等は、地域コミュニティ及び市民活動団体のそれぞれの自主性及び自立性を尊重し、その活動を支援するよう努めるものとします。			
31	2	市議会及び市長等は、共通する課題若しくは広域的な課題の解決又は行政サービスの向上を図るため、他の自治体と相互に連携し、協力するよう努めるものとします。	第31条では、市政運営に当たって、共通する課題若しくは広域的な課題の解決又は行政サービスの向上を図るため、他の自治体と相互に連携し、協力するという防府市の姿勢が定められています。 このような連携協力体制は、市の執行機関内部においても重要であり、各部署間での情報共有や連携強化に努めることが必要であると考えます。	各所管課	市の各部署間での情報共有や連携強化については、総合窓口の設置や各プロジェクトチームの設置により、連携の強化が図られている。
		文書管理について	市の指定管理者や外郭団体等における文書管理等の事務処理が防府市で定める基準と同程度に行われるよう適切に助言、指導されることを要望します。	各所管課	各所管課にて、適切な文書管理となるよう助言、指導している。
		市の事業の見直しについて	市では、本条例に沿った取組みに限らず、多くの事業、取組みがなされています。人口減少、少子高齢化が進行し、人や財源の限られた中で市の行う事業等については、時代に沿ったものであるかという視点で見直すとともに、事業を整理し、廃止することの検討も必要であると考えます。	各所管課	事業の見直しについては、毎年度、実施している。